奈良県広域水道企業団個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第5号

奈良県広域水道企業団個人情報の保護に関する法律等施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。 以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政 令第507号。以下「令」という。)及び奈良県広域水道企業団個人情報の 保護に関する条例(令和6年11月条例第3号。以下「条例」という。)の 施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 法第77条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書(第1 号様式)とする。

(本人の委任による代理人が開示請求する場合に提示し、又は提出する委任 状)

第3条 令第22条第3項に規定する委任状は、委任状(開示請求用) (第2 号様式) とする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

- 第4条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) 録音テープ又は録音ディスクに記録されている保有個人情報 次に掲げる方法
 - ア 当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ(日本産業規格 C 5 5 6 8 に適合する記録時間 1 2 0 分のものに限る。)に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている保有個人情報 次に 掲げる方法
 - ア 当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該保有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ(日本産業規格 C5581に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したも のの交付
 - (3) 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。) に記録されてい

る保有個人情報 次に掲げる方法

- ア 当該保有個人情報を用紙に出力したもの(実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号及び次項において同じ。) により行うことができるものに限る。イにおいて同じ。)の閲覧
- イ 当該保有個人情報を用紙に出力したものを複写機により日本産業規格 A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したも のの交付
- (4) 電磁的記録(前号に掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)に記録されている保有個人情報 当該保有個人情報を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴。ただし、実施機関がその保有するプログラムにより行うことができるものに限る。
- 2 前項第3号又は第4号の規定にかかわらず、当該保有個人情報を実施機関がその保有するプログラムを用いてフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)、光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に複写したものの交付が容易であるときは、当該複写したものの交付の方法により開示を行うことができる。

(開示の実施方法等の申出)

第5条 令第26条第1項に規定する書面は、保有個人情報の開示の実施方法 等申出書(第3号様式)とする。

(費用負担の額等)

- 第6条 条例第3条第2項に規定する規則で定める方法は、別表の2の項から 4の項までの左欄に掲げる行政文書(個人情報の保護に関する法律第60条 第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。)の 種別ごとに、同表の2の項から4の項までの中欄に掲げる方法とする。
- 2 条例第3条第2項に規定する規則で定める額は、当該写しの作成に要する 費用として、別表の左欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げ る開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の 方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額)及び当該写しの送付 に要する郵送料とする。ただし、当該写しを委託により作成したときの写し の作成に要する費用は、当該委託に要した額とする。
- 3 前項の費用は、前納とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第7条 令第28条第4項に規定する規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(訂正請求書)

第8条 法第91条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書(第4 号様式)とする。

(本人の委任による代理人が訂正請求する場合に提示し、又は提出する委任 状)

第9条 令第29条において準用する令第22条第3項に規定する委任状(訂正請求に係るものに限る。)は、委任状(訂正請求用)(第5号様式)とする。

(利用停止請求書)

第10条 法第99条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書 (第6号様式)とする。

(本人の委任による代理人が利用停止請求する場合に提示し、又は提出する 委任状)

第11条 令第29条において準用する令第22条第3項に規定する委任状(利用停止請求に係るものに限る。)は、委任状(利用停止請求用)(第7号様式)とする。

(実施状況の公表)

第12条 条例第12条の規定による実施状況の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額
1 文書又は図画	ア 複写機により複写したもの (1枚につき、1
	単色刷りで、A3判以下の大き	0円
	さの用紙に複写したものに限る	
	。)の交付	
	イ 複写機により複写したもの (1枚につき、5
	多色刷りで、A3判以下の大き	0円
	さの用紙に複写したものに限る	
	。)の交付	
	ウ ア及びイに掲げる方法以外の	作成に要する費
	方法により作成した写しの交付	用に相当する額
2 録音テープ又は	録音カセットテープ(日本産業規	1巻につき、2
録音ディスク	格C5568に適合する記録時間	50円
	120分のものに限る。) に複写	
	したものの交付	
3 ビデオテープ又	ビデオカセットテープ(日本産業	1巻につき、3
はビデオディスク	規格C5581に適合する記録時	0 0 円
	間120分のものに限る。)に複	
	写したものの交付	
4 電磁的記録(2	ア 用紙に出力したものを複写機	1枚につき、1
の項又は3の項に	により複写したもの(単色刷り	0円
該当するものを除	で、A3判以下の大きさの用紙	
<.)	に複写したものに限る。)の交	
	付	
	イ 用紙に出力したものを複写機	1枚につき、5
	により複写したもの(多色刷り	0円
	で、A3判以下の大きさの用紙	
	に複写したものに限る。)の交	
	付	
	ウ フレキシブルディスクカート	1枚につき、6
	リッジ(日本産業規格X622	0円
	3に適合する幅90ミリメート	
	ルのものに限る。)に複写した	

1		
	ものの交付	
	エ 光ディスク(日本産業規格X	1枚につき、9
	0606及びX6281に適合	0円
	する直径120ミリメートルの	
	光ディスクの再生装置で再生す	
	ることが可能なものに限る。)	
	に複写したものの交付	
	オ 光ディスク(日本産業規格X	1枚につき、1
	6241に適合する直径120	10円
	ミリメートルの光ディスクの再	
	生装置で再生することが可能な	
	ものに限る。)に複写したもの	
	の交付	
	カ アからオまでに掲げるもの以	当該写しの作成
	外の電磁的記録媒体に複写した	に要する費用に
	ものの交付	相当する額

保有個人情報開示請求書

年 月 日

奈良県広域水道企業団			, ,,
企業長 殿	住所り	郵便番号 又は居所 ふりがな)	
		s りかな) 氏名 	(*)
個人情報の保護に関する ひとおり保有個人情報の関		57号)第77条第1項の規	見定に基づき、次
開示を請求する保有個	人情報(具体的に特定して	[ください。)	
	等(本欄の記載は任意です てください。アを選択した	-。) と場合は、実施の方法及びネ	希望日を記載して
	,	一の他()
本人確認等			
ア 開示請求者 □本	√人 □法定代理人 □任意	於代理人	
イ 請求者本人確認書類		- H	
	₹保険被保険者証 □個人番 ・公表式四表 □2.20kk(学号カード	,
	、住者証明書 □その他(表式な場合には 加えては	E民票の写し等を添付してく) / 'ださい
		f求する場合にのみ記載して	
(ア) 本人の状況 □オ		日生) □成年被後月	= :
(ふりがな)			
(イ) 本人の氏名			
(ウ) 本人の住所又は居			
	「る場合、次のいすれかの≹ - □戸籍謄本 - □登記事項証	書類を提示し、又は提出して E囲書 □その他(こくたさい。
	一つが精膚や 口笠に事項配 一る場合、次の書類を提示し)
	□委任状□その他()	
	は、記入しないでください	\ 0	
担当する課等			
	電 話 ()	_	
	(内線)		
備考			

※成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として送付による開示請求をする場合については、確認のため開示請求書にも法人印を押印してください。

委任状 (開示請求用)

(代理人) 住所 氏名

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を 受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実 施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名

(EII)

連絡先電話番号

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

奈良県広域水道企業団 企業長 殿

> 郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏名 電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の 規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等 文書番号:

日付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個 人情報の名称等	実施の方法	
	閲覧	 全部 一部 (
	複写 した も のの交付	① 全部② 一部()
	その他 ()	 全部 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 写しの送付の希望の有無 有・無

保有個人情報訂正請求書

	奈良県広域水道企業団 企業長 殿	4-	Л	Н
	止未以	郵便番号		
		・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		住所又は店所 (ふりがな)		
		氏名	(※)
		電話番号	(<i>(**)</i>
		电动钳力		
	個人情報の促業に関する	る法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に	生べき	₩
σ	一個八月報の保暖に属する とおり保有個人情報の記		至 ノ こ	、扒
0,	訂正請求に係る保有個人			
	情報の開示を受けた日	年 月 日		
	用報の用かを支げた日	 , 開示決定通知書の文書番号:		
	開示決定に基づき開示	6-11 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	受けた保有個人情報	³ 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等		
		(趣旨)		
	訂正請求の趣旨及び理問	自 (理由)		
		(连田)		
	1 計工建設本 口=	本人 □法定代理人 □任意代理人		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		^貝 東保険被保険者証 □個人番号カード		
		k保険依保険有証 □個八番号カート k住者証明書 □その他()
			`)
		青求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください E代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してくだる。		\
			3 V 'o ,)
		た成年者(年 月 日生) □成年被後見人		
	· ·	£意代理人委任者		
	(ふりがな)			
	イ本人の氏名			
	ウ 本人の住所又は原本人の住所又は原本人の住所又は原本人の住所又は原本人の住所又は原本人の		٠	
		する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してくだる	₹ / ,°	
	請求資格確認書類	□戸籍謄本□登記事項証明書□その他(
		する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。		
	請求資格確認書類	□委任状 □その他(
	中央 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	った ⇒1111 かいマノゼンい		
_		こは、記入しないでください。		
	担当する課等			
		最 		
	供 老	(内線)		
	備考			

※成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として送付による訂正請求をする場合については、確認のため訂正請求書にも法人印を押印してください。

委任状(訂正請求用)

(代理人) 住所 氏名

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び 訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名

(EII)

連絡先電話番号

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

保有個人情報利用停止請求書

奈良県広域水道企業団 企業長 殿		年	月	日
	郵便番号			
	住所又は居所			
	(ふりがな)			
	氏名		((*)
	電話番号			
個人情報の保護に関する法律 とおり保有個人情報の利用停止を	(平成15年法律第57号) 第99条第1項の表 ご請求します。	見定に見	基づき	、次
利用停止請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日			
明二次 ウァ甘 さも明二ナ 至 N	開示決定通知書の文書番号:			
開示決定に基づき開示を受け	日付: 年 月 日			
た保有個人情報	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報			
	(趣旨)			
利用停止請求の趣旨及び理由	□第1号該当 → □利用の停止、□消去			
利用停止明水の趣自及の建田	□第2号該当 → 提供の停止			
	(理由)			
	Note the sense of the sense of			
	○ □法定代理人 □任意代理人			
2 請求者本人確認書類	か/D P公本 オーロ P I エロム - 12			
	皮保険者証 □個人番号カード)
□在留カード、特別永住者記	ェ明書 口その他 (5場合には、加えて住民票の写し等を添付して<	ノゼナ」	. `)
	3場合には、加えて住民票の多し寺を旅りして 、又は任意代理人が請求する場合にのみ記載して)
ア本人の状況□未成年者			⊇ V '₀ .)
		亡人		
(ふりがな)	□任意代理人委任者 (これがな)			
イ本人の氏名				
ウ本人の住所又は居所				
	・ 次のいずれかの書類を提示し、又は提出して	「くださ	エル	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()				
, ,	六、次の書類を提示し、又は提出してください。			
請求資格確認書類 □委任	E状 □その他 ()			
<職員記載欄> この欄には、記	E人しないでくたさい。			1
担当する課等				
電話	i () –			
備考	(1.404)			

※成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として送付による利用停止請求をする場合については、確認のため利用停止請求書にも法人印を押印してください。

委任状 (利用停止請求用)

(代理人) 住所 氏名

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 保有個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける 権限及び利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知 を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名

(EII)

連絡先電話番号

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
 - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。